

新潟県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第30号

新潟県県税規則の一部を改正する規則

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)	(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けようとする場合等の申告書の添付書類)
第61条 (略)	第61条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 法附則第11条第8項又は第11項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第8項又は第11項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。	4 法附則第11条第9項又は第12項の規定により読み替えられた法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者が条例第39条の規定により提出する申告書には、当該住宅が法附則第11条第9項又は第12項の規定に該当する住宅であることを証する書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。